

福岡医発第 2735 号（地）
令和 6 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

生活保護受給者が医療機関を受診した際の取扱いについて

令和 6 年 3 月 1 日から導入される医療扶助におけるオンライン資格確認につきましては、令和 5 年 12 月 21 日付け福岡医発第 2357 号（地）等にてご連絡申し上げているところです。

今般、添付のとおり福岡県福祉労働部より通知があり、本県における生活保護受給者が医療機関を受診した際の取扱いについて、これまでと同様、診療依頼書の提出等に変更がない旨、各医療機関に対し 1 月 25 日（木）付けで直接通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

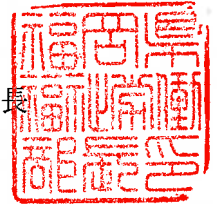
医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

5保援第2062号

令和6年1月26日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長



生活保護受給者が医療機関を受診した際の取扱いについて

平素より、本県の生活保護行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、令和6年3月1日から医療扶助のオンライン資格確認が運用開始されることに伴い、各医療機関に対し、本県が所管する生活保護受給者が医療機関を受診した際の取扱いについて、別添のとおり送付いたしましたので、お知らせいたします。

(お問い合わせ先)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県 福祉労働部

保護・援護課 保護医療係

TEL 092-643-3295(直通)

令和6年3月1日から、 生活保護受給者の医療扶助について、 オンライン資格確認が開始されます。

以下の厚生労働省ホームページに「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引」等、医療扶助のオンライン資格確認に係る資料が掲載されておりますのでご参考ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

福岡県独自の取扱いについて

- 福岡県が所管する町村の生活保護受給者（以下、県所管の被保護者）については、各市と異なり、要否意見書の代わりに診療依頼書を交付しています。
- 県所管の被保護者が医療機関を受診する際、オンライン資格確認を行う場合でも、マイナンバーカードに加えて、引き続き診療依頼書の提示が必要となります。
- また、医療券等を請求される場合、所管する福祉事務所に生活保護医療開始要否連名簿（医科・入院外）を提出いただく流れに変更はございません。

（お問い合わせ先）

福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

電話：092-643-3295